

社債の管理の在り方の見直しに関する論点の検討

第1 新たな社債管理制度

1 新たな社債管理制度を設けることの要否

会社は、社債を発行する場合において、会社法第702条に規定する社債管理者又は担保付社債信託法第2条第1項に規定する信託契約の受託会社（以下「受託会社」という。）を定めることを要しないときは、第三者（以下「新たな社債管理機関」という。）に対し、社債権者のために、社債管理者及び受託会社よりも限定された範囲内において、弁済の受領、債権の保全その他の社債の管理を行うことを委託することができるものとするもので、どうか。

（補足説明）

本文は、会社が社債を発行する場合において、社債管理者又は受託会社を定めることを要しないときは、第三者に対し、社債権者のために、社債管理者よりも限定された範囲内において、必要な社債の管理を行うことを委託することができるものとするものを提案するものである。

現行法上、担保付社債を発行する場合には、受託会社を定めなければならないとされており（担保付社債信託法第2条）、また、無担保社債を発行する場合であっても、原則として、社債管理者を定め、社債権者の保護のために、社債の管理を行うことを委託しなければならないとされている（会社法第702条本文）。しかし、実際には、我が国において会社が社債を公募により発行する場合には、例外規定（同条ただし書）に基づき、社債管理者を定めていないことが多いと指摘されており、その理由として、同法上、社債管理者の権限が広範であり、また、その義務、責任及び資格要件が厳格であるため、社債管理者の設置に要するコストが高くなることや、社債管理者となる者の確保が難しいことが指摘されている。

もっとも、近年、社債管理者を定めずに発行された社債について、その債務の不履行が発生し、社債権者に損失や混乱が生ずるといった事例が見られたことを契機として、このような社債について、第三者による最低限の社債の管理を望む声が出てきたと指摘されている。

このような状況を踏まえ、実務においては、社債管理者又は受託会社を定めることを要しない社債を対象として、社債管理者よりも限定された権限及び機能を有する社債権者補佐人という名称の社債管理機関を契約に基づいて設置する取組も進められている。しかし、このような契約のみによる方法によっては、全ての社債権者の代理人として破産手続等において債権の届出をする場合であっても、個別の社債権者を表示することが必要となり、煩雑であるほか、社債権者集会の招集を請求した社債権者の委託を受けて会社法第718条第3項の規定による裁判所の許可の申立てをすることや裁判所に対して社債権者集会の決議の認可の申立てをすることなどの業務を社債権者補佐人が行うことが難しいとされ、立法による措置を講ずる必要性も指摘されている。

なお、本文の提案による新たな社債管理機関は、社債権者の法定代理人として位置付けられるものであり、社債発行会社の代理人として実務上設置されることがある財務代理人（FA）とは異なるものである。したがって、仮に、新たな社債管理機関を設けるものとする場合においても、財務代理人を設置することが否定されるものではないことを前提としている。

2 新たな社債管理機関の権限等

(1) 新たな社債管理機関は、次に掲げる行為をする権限を有するものとする。こと、どうか。

ア 社債に係る債権の弁済を受ける権限

イ 社債に係る債権について、破産法第111条若しくは第112条の規定により破産債権としての届出をする権限、民事再生法第94条の規定により再生債権としての届出をする権限、同法第95条の規定により再生債権としての届出の追完をする権限又は会社更生法第138条若しくは第139条の規定により更生債権としての届出をする権限

ウ 第1の1本文による委託に係る契約（以下「委託契約」という。）に定める範囲内において、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為（ア及びイに掲げる行為を除く。）をする権限

（補足説明）

1(1) 本文は、新たな社債管理機関の権限は、現行法上の社債管理者の権限の一部に限られるものとするを提案するものである。

会社法は、社債管理者の権限として、①社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、又は社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限（同法第705条第1項）、②社債権者集会の決議により、当該社債の全部についてその支払の猶予、その債務の不履行によって生じた責任の免除又は和解（③に掲げる行為を除く。）をする権限（同法第706条第1項第1号）、③社債権者集会の決議により、当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（①の行為を除く。）をする権限（同項第2号）等を定めている。なお、①の権限には、社債の元本及び利息の支払請求（催告を含む。）、弁済金の受領、支払請求に係る訴えの提起、破産債権等の届出並びに社債権の保全のための仮差押え及び仮処分の申立ての権限が含まれると考えられている。

このうち①の権限は社債権の完全な満足につながる権限であるのに対し、②及び③の権限は社債権の処分につながる権限であると考えられている。

(2) 新たな社債管理機関を社債管理者よりも限定された範囲内において社債管理を行う機関として位置付けるとすれば、②及び③のような社債権の処分に関する権限について、新たな社債管理機関の権限とする必要性は必ずしも大きくないと考えられる。そこで、本文は、②及び③の権限は新たな社債管理機関の権限としないものとするを前提としている。

これに対し、①の権限については、社債権の完全な満足につながる権限であることから、

基本的には、これを新しい社債管理機関の権限としてよいと考えられる。

2 社債権の完全な満足につながる権限（①の権限）についての検討

(1) 本文ア及びイについて

本文ア及びイは、①の権限のうち、社債に係る債権の弁済を受ける権限及び社債に係る債権に関して破産債権等としての届出等をする権限を新たな社債管理機関が常に有している権限とするものとするを提案するものである。

まず、社債に係る債権の弁済を受ける権限（本文ア）については、社債の管理を行うに当たって最も基本的な権限であると考えられることから、これを新たな社債管理機関が社債の管理を行うに当たって最低限有していなければならない権限とするものとするのが相当であると考えられる。

なお、仮に、新たな社債管理機関が社債に係る債権の弁済を受ける権限を有するものとする場合には、社債管理者に関する規定（会社法第705条第2項、第3項）と同様の規定を設けるものとするを前提としている。

また、社債に係る債権に関して破産債権等としての届出等をする権限（本文イ）については、社債の管理を行うために必要であるとして実務からの要望が強い権限である。さらに、破産債権等としての届出等は、既に開始された破産手続等の中で社債権を確保する行為であり、裁量の余地が乏しいことに照らすと、仮に、これを新たな社債管理機関が社債の管理を行うために常に有していなければならない権限とする場合であっても、新たな社債管理機関にとって過大な負担とはならないと考えられる。そこで、社債に係る債権に関して破産債権等としての届出等をする権限についても、これを新たな社債管理機関が社債の管理を行うに当たって常に有している権限とするのが相当であると考えられる。

なお、更生計画案又は再生計画案の決議における議決権の行使については、社債権の処分に関する権限（②及び③の権限）に含まれる行為であり、本文イに掲げる行為をする権限には含まれないことを前提としている。したがって、新たな社債管理機関が、更生計画案又は再生計画案の決議における議決権の行使をするためには、当該議決権の行使に関して、社債権者集会の決議を執行する者として定められることが必要となる（会社法第737条第1項ただし書）。

(2) 本文ウについて

①の権限のうち、本文ア及びイに掲げる行為を除く行為（例えば、社債の元本及び利息の支払請求（催告を含む。）、支払請求に係る訴えの提起並びに社債権の保全のための仮差押え及び仮処分の申立て）をする権限については、状況に応じていつどのようにその行為をするかが重要な権限であり、裁量の範囲が広いものであると考えられる。そして、当該権限については、社債の管理を行うために必要であるとして実務からの要望があると同時に、当該権限を有するものとする事で過大な負担になるのではないかという懸念が示されている。

そこで、本文ウは、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為（本文ア及びイに掲げる行為を除く。）をする権限について、新たな社債管理機関が、常に有していなければならないのではなく、また、その権限の範囲を限定することができるようにするため、委託契約に

よってその権限の範囲を定めることができるものとして、新たな社債管理機関の権限とするものとするを提案するものである。

社債権の処分に関する権限（②及び③の権限）を新たな社債管理機関の権限としないことを考慮すれば、新たな社債管理機関が本文ウの権限を行使する場面は、例えば、時効の中断（完成猶予）のための裁判上の請求等（民法第147条）、社債に係る債権の実現を一時的に保全する場面に限定されるものと考えられる。そのため、「委託契約に定める範囲」としては、例えば、当該権限の行使を時効の中断（完成猶予）のためにする場合や社債発行会社が社債に係る債務について期限の利益を喪失した場合に限定することなどが考えられる。

（3）業務及び財産の状況の調査権について

社債管理者は、①の権限に付随する権限として、会社法第705条第1項の行為をするために必要があるときは、裁判所の許可を得て、社債発行会社の業務及び財産の状況を調査することができるものとされている（同条第4項）が、本文は、新たな社債管理機関の負担が過大なものにならないようにすることなどを考慮し、新たな社債管理機関が本文ウに掲げる行為をする権限を有するものとする場合であっても、新たな社債管理機関は、社債管理者と同様の調査権（同項）を有しないものとするを前提としている。もっとも、委託契約において、本文アからウまでに掲げる行為をするために必要があるときは、裁判所の許可なく調査することができる権限を定めることができるものと考えられる。

3 社債管理者のいわゆる約定権限に対応する権限について

本文は、①から③までの権限以外の権限（社債の償還の期限の利益を喪失させる宣言をする権限等の社債管理者のいわゆる約定権限に対応する権限）については、社債管理者と同様に、特に規定を設けず、社債発行会社及び新たな社債管理機関との間の約定に委ねるものとするを前提としている。なお、本文は、社債管理者に関する規定（会社法第706条第1項）と同様の規定を設けないものとし、社債権の処分に関する権限（社債管理者の②及び③の権限）について、新たな社債管理機関の権限としないものとするを前提としている。そのため、委託契約の定めによっても社債権の処分に関する権限を新たな社債管理機関の権限とすることができないものとなると考えられる。

4 新たな社債管理機関の行為の方式について

本文は、新たな社債管理機関について、社債管理者の行為の方式に関する規定（会社法第708条）と同様の規定を設けるものとするを前提としている。

社債権者のためにする代理行為は、商行為ではないため、本人である社債権者のためにすることを示してしなければならないことが原則となる（民法第99条参照）。しかし、社債権者は多数で常に変動する可能性があり、無記名社債の場合には社債権者を確知することが困難であり、記名社債の場合にも多数の社債権者を全て表示することは煩雑である。そこで、社債管理者が社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をするときは、個別の社債権者を表示することを要しないものとされている（会社法第708条）。このことは、新たな社債管理機関であっても、社債管理者の場合と同様であるから、新たな社債管理機関の便宜を図るため、社債管理者に関する規定（同条）と同様の規定を設けるものとするが相当であると考えられる。

- (2) 新たな社債管理機関は、社債権者集会を招集することができるものとする
ことで、どうか。

(補足説明)

- 1 本文は、新たな社債管理機関が社債権者集会を招集することができるものとすることを提案するものである。この提案は、社債権者による社債権者集会の招集の請求があった場合（会社法第718条第1項、第3項）において、新たな社債管理機関を社債管理者と同様に取り扱うものとするを前提としている。また、同法第732条は、社債権者集会の招集者が社債権者集会の決議の認可の申立てをしなければならないとしていることから、新たな社債管理機関が、社債権者集会を招集した場合には、当該社債権者集会の決議の認可の申立てもすることとなる。

なお、新たな社債管理機関が社債権者集会の招集の要否を判断することは過度な負担であるとして、新たな社債管理機関が社債権者集会を招集することができるものとするに消極的な指摘もあり得る。しかし、仮に、新たな社債管理機関が社債権者集会を招集することができるものとする場合であっても、新たな社債管理機関は、当該新たな社債管理機関に認められた権限の行使のために必要な範囲内において、社債権者集会の招集の要否を検討し、その判断をすれば足りると考えられる。そして、本文2(1)ア及びイに掲げる行為をする権限を行使するに当たって、社債権者集会の招集が必要となることは通常考え難い。新たな社債管理機関が社債権者集会の招集の要否を検討しなければならなくなるのは、①本文2(1)ウに掲げる行為をする権限を行使するに当たって、社債権者集会の招集をすべき場合について、委託契約で定めたときや、②社債権者による社債権者集会の招集の請求があったときに限られてくることから、新たな社債管理機関が社債権者集会を招集することができるものとしても、そのことが新たな社債管理機関にとって過度な負担になることはないものと考えられる。

- 2 また、社債権者集会において決定される事項は、新たな社債管理機関にとっても重大な影響を及ぼし得ることから、社債権者集会の招集の通知先（会社法第720条第1項）、社債権者集会への出席等（同法第729条第1項）及び社債権者集会の議事録の閲覧等の請求（同法第731条第3項）については、新たな社債管理機関を社債管理者と同様に取り扱うものとするを前提としている。すなわち、社債権者集会の招集者は、新たな社債管理機関に対して、社債権者集会の招集の通知を発しなければならないものとする規定、新たな社債管理機関が、その代表者若しくは代理人を社債権者集会に出席させ、又は書面により意見を述べるすることができるものとする規定及び新たな社債管理機関が社債権者集会の議事録の閲覧等を請求することができるものとする規定を設けるものとするを前提としている。

- 3 なお、社債管理者とは異なり、新たな社債管理機関は、社債権者集会の決議によって新たな社債管理機関が社債権者集会の決議を執行する者と定められたときに限り、社債権者集会の決議を執行するものとするを前提としている。

社債管理者は、社債権者集会の決議を執行するとされている（会社法第737条第1項）が、社債管理者の権限に比べて、新たな社債管理機関の権限の範囲は限定されていることから、当該社債権者集会の決議を執行する者としてふさわしいか否かは、社債権者集会がその

都度判断することが望ましいと考えられる。

(3) 新たな社債管理機関を設置する場合には、募集社債に関する事項（会社法第676条）として次に掲げる事項を定めなければならないものとする。どうか。

ア 新たな社債管理機関を定めるときは、その旨

イ 新たな社債管理機関が第1の2(1)ウに掲げる行為をする権限を有することとするときは、その権限の内容

ウ 会社法に規定する新しい社債管理機関の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容

(注) 本文の措置を講ずる場合において、新たな社債管理機関を定めたときは、その名称、住所並びにイ及びウによる委託に係る契約の内容を会社法第681条第1号の規定により社債原簿に記載し、又は記録しなければならない事項に含める（社債の種類とする）ものとしては、どうか。

(補足説明)

1 本文は、現行法が、社債管理者について、「社債管理者が社債権者集会の決議によらずに第706条第1項第2号に掲げる行為をすることができることとするときは、その旨」及び「法第702条の規定による委託に係る契約において法に規定する社債管理者の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容」を募集事項としていること（会社法第676条第8号、第12号、会社法施行規則第162条第4号）を参考として、新たな社債管理機関を設置する場合には、募集社債に関する事項として、①新たな社債管理機関を定めるときは、その旨、②新たな社債管理機関が本文2(1)ウに掲げる行為をする権限を有することとするときは、その権限の内容、③会社法に規定する新たな社債管理機関の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容を定めなければならないものとするを提案するものである。

これらの事項を募集社債に関する募集事項とすることによって、これらの事項は社債の権利の内容となり、社債発行会社は、募集事項に掲げたとおりの新たな社債管理機関を定める義務を負うこととなると考えられる。

また、社債発行会社は、募集社債の引受けの申込みをしようとする者に対し、これらの事項及び新しい社債管理機関を定めたときは、その名称及び住所を会社法第677条第1項の規定により通知するものとするを前提としている。

2 (注)は、本文の措置を講ずる場合において、新たな社債管理機関を定めたときは、その名称、住所及び委託契約による権限の内容（本文イ及びウ）を会社法第681条第1号により社債原簿に記載し、又は記録しなければならない事項に含める（社債の種類とする）ものとするを提案するものである。

なお、社債が転々流通することを考慮すると、社債を取得しようとする者が新たな社債管理機関の権限の内容等について知ることができるようにする必要があると考えられるところ、社債券が発行されている場合には、社債券により、社債券が発行されていない場合には、社債原簿記載事項を記載した書面等（会社法第682条第1項）により、振替社債の場合には、

銘柄公示情報（社債、株式等の振替に関する法律第87条）により、新たな社債管理機関の委託契約による権限の内容（本文イ及びウ）等を確認することができるようにするものとするを前提としている。

3 新たな社債管理機関の義務

- (1) 新たな社債管理機関は、社債権者のために、公平かつ誠実に社債の管理を行わなければならないものとする。どうか。
- (2) 新たな社債管理機関は、社債権者に対し、善良な管理者の注意をもって社債の管理を行わなければならないものとする。どうか。

（補足説明）

- 1 本文は、新たな社債管理機関が、社債権者の法定代理人として社債の管理を行うものであり、その事務処理に当たっての注意義務を定める必要があるところ、新たな社債管理機関が社債管理者と同様の公平誠実義務及び善管注意義務を負うものとするを提案するものである。なお、社債管理者の公平誠実義務のうち、公平義務とは、社債の管理を行うに当たり、多数存在する社債権者を公平に取り扱う義務をいう。また、誠実義務とは、自己又は第三者の利益を図ることなく誠実に行為すべき義務をいい、例えば、社債管理者が発行会社に対して債権を有している場合であっても、その自己の債権の回収を社債権の回収に優先させない義務をいうとされている。
- 2 これに対し、仮に、新たな社債管理機関が公平誠実義務及び善管注意義務を負うものとする場合には、社債管理者と同様に、新たな社債管理機関の設置に要するコストが高くなったり、新たな社債管理機関となる者を確保することが難しくなるなどしてしまうという懸念もあり得ると考えられる。

しかし、新たな社債管理機関は、社債管理者とは異なり、社債権の処分に関する権限を有していない上、本文2(1)ア及びイに掲げる行為をする権限には、裁量の余地が乏しいことから、公平誠実義務又は善管注意義務違反が問われ得る場合は、極めて限定的なものとなると考えられる。

また、本文2(1)ウに掲げる行為をする権限についても、委託契約の定めにより、新たな社債管理機関の権限の内容を限定し、裁量の範囲を限定することによって、公平誠実義務違反又は善管注意義務違反が問われ得る場合を限定することができると考えられる。

- 3 なお、本文は、社債管理者と同様に、善意無重過失でした善管注意義務違反に関する免責を認めないものとするを前提としている。

これは、新たな社債管理機関は、社債管理者と同様に、当然に効率的な社債の管理を行うインセンティブを有しているものでなく、また、社債発行会社及び新たな社債管理機関となろうとする第三者が社債権者のために契約をするという構造上、社債発行会社及び当該第三者の双方が当該第三者の義務は軽ければ軽いほど良いと考えるおそれもあるためである。

4 新たな社債管理機関の損害賠償責任

- (1) 新たな社債管理機関は、この法律又は社債権者集会の決議に違反する行為をしたときは、社債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。どうか。
- (2) 新たな社債管理機関の責任に関する以下のような規定を設けるものとする。どうか。

新たな社債管理機関は、社債権者のために第1の2(1)ウに掲げる行為をする権限を有する場合において、社債発行会社が社債の償還若しくは利息の支払を怠り、若しくは社債発行会社について支払の停止があった後又はその前3か月以内に、次に掲げる行為をしたときは、社債権者に対し、損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、当該新たな社債管理機関が誠実にすべき社債の管理を怠らなかったこと又は当該損害が当該行為によって生じたものでないことを証明したときは、この限りでないものとする。

ア 当該新たな社債管理機関の債権に係る債務について社債発行会社から担保の供与又は債務の消滅に関する行為を受けること。

イ 当該新たな社債管理機関と特別の関係がある者に対して当該新たな社債管理機関の債権を譲り渡すこと（当該特別の関係がある者が当該債権に係る債務について社債発行会社から担保の供与又は債務の消滅に関する行為を受けた場合に限る。）。

ウ 当該新たな社債管理機関が社債発行会社に対する債権を有する場合において、契約によって負担する債務を専ら当該債権をもってする相殺に供する目的で社債発行会社の財産の処分を内容とする契約を社債発行会社との間で締結し、又は社債発行会社に対して債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結し、かつ、これにより社債発行会社に対し負担した債務と当該債権とを相殺すること。

エ 当該新たな社債管理機関が社債発行会社に対して債務を負担する場合において、社債発行会社に対する債権を譲り受け、かつ、当該債務と当該債権とを相殺すること。

(補足説明)

- 1 本文(1)は、新たな社債管理機関が、社債管理者と同様に、公平誠実義務及び善管注意義務を負うものとする場合には、その損害賠償責任についても、基本的には社債管理者の損害賠償責任と同様とするものとするのが整合的であると考えられることから、新たな社債管理機関に対し、会社法第710条第1項の規定による社債管理者の損害賠償責任と同様の損害賠償責任を負わせるものとするを提案するものである。
- 2 本文(2)は、新たな社債管理機関が、本文2(1)ウに掲げる行為をする権限を有する場合に限って、新たな社債管理機関に対し、会社法第710条第2項の規定による社債管理者の損害賠償責任と同様の損害賠償責任を負わせるものとする。どうか。

会社法第710条第2項の趣旨については、次のように説明されている。社債発行会社の

取引銀行が社債管理者となった場合には、社債管理者が社債発行会社の取引銀行として、当該社債発行会社に対し貸付債権を有していることが予想され、社債権者との利益が相反する場合があると考えられる。立法論としては、社債管理者と社債権者との利益が相反する場合には、社債管理者はその資格を失うものとするとも考えられるが、同法は、社債管理者が取引銀行であるからこそ効率的な監視をすることができることを考慮し、そのような考え方を採用せず、利益が相反する場合であっても、なお社債管理者はその地位にとどまるものとするが、同項の規定により、特別の利益相反行為の類型に限り誠実義務違反及び因果関係の証明責任を転換し、利益相反行為に基づく損害賠償責任についての要件の定型化を図るとともに、社債管理者に誠実義務違反又は因果関係の不存在の証明責任を課したものである。

本文2(1)アに掲げる行為は社債発行会社がした弁済を受領するのみの行為であり、本文2(1)イに掲げる行為は既に開始された破産手続等において自己の債権を確保するのみの行為であることから、新たな社債管理機関が本文2(1)ア及びイに掲げる行為をする権限を有するにとどまる場合には、当該権限の行使について、裁量の余地が乏しく、新たな社債管理機関が会社法第710条第2項各号に該当する行為をしたとしても、それが誠実義務に反することとなることは極めて限定的であろうと考えられる。そのため、この場合には、新たな社債管理機関に対し、同項の規定による社債管理者の損害賠償責任と同様の損害賠償責任を負わせる必要性は乏しいと考えられる。

他方で、本文2(1)ウに掲げる行為、すなわち社債の元本及び利息の支払請求(催告を含む。)、支払請求に係る訴えの提起並びに社債権の保全のための仮差押え及び仮処分申立てについては、状況に応じていつどのようにその行為をするかが重要な行為であり、裁量の範囲が広い行為であると考えられる。そのため、新たな社債管理機関が、本文2(1)ウに掲げる行為をする権限も有する場合において、会社法第710条第2項各号に該当する行為をしたときは、本文2(1)ア及びイに掲げる行為をする権限のみを有する場合に比べ、誠実義務に反するとされる場合が多くなるものと考えられる。そこで、新たな社債管理機関が第1の2(1)ウに掲げる行為をする権限を有する場合に限って、新たな社債管理機関に対し、同項の規定による社債管理者の損害賠償責任と同様の損害賠償責任を負わせる必要があるという考え方があり得ると考えられる。

これに対しては、本文2(1)ウに掲げる行為をする権限は、社債権の処分につながる権限ではなく、社債権の完全な満足につながる権限にとどまること、また、その裁量の範囲は、委託契約の内容によって限定することができることを考慮すれば、新たな社債管理機関が会社法第710条第2項各号に該当する行為をした場合であっても、誠実義務に反することになるおそれが典型的に大きいとまでは言うことができないという考え方もあり得ると考えられる。また、新たな社債管理機関について、同項と同様の規定を設けることで、成り手の確保に支障が生ずることが懸念されるという指摘もある。そのため、新たな社債管理機関が本文2(1)ウに掲げる行為をする権限を有する場合であっても、新たな社債管理機関に対し、同項の規定による社債管理者の損害賠償責任と同様の損害賠償責任を負わせ、一律に証明責任を転換する必要まではないという考え方もあり得ると考えられる。

なお、仮に、新たな社債管理機関に対し、会社法第710条第2項の規定による社債管理者の損害賠償責任と同様の損害賠償責任を負わせないものとする場合であっても、新たな社

債管理機関が誠実義務に反する行為をしたときは、本文(1)に基づき損害賠償責任を負うことがあると考えられる。

5 社債管理事務の承継及び終了等

- (1) 二以上の新たな社債管理機関があるときにおける権限の行使、義務及び責任について、どのように考えるか。
- (2) 新たな社債管理機関が選任された後において、社債管理者又は受託会社が定められたときは、委託契約は終了するものとするかどうか。
- (3) 新たな社債管理機関の辞任、解任及び事務の承継に関して、社債管理者の辞任、解任及び事務の承継に関する規定（会社法第711条、第713条、第714条）と同様の規定を設けるものとするかどうか。
- (4) 社債権者と新たな社債管理機関との利益が相反する場合において、社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をする必要があるときは、特別代理人の選任に関する会社法第707条と同様の規定を設けるものとするかどうか。
- (5) 新たな社債管理機関の報酬については、社債管理者等の報酬に関する規定（会社法第741条）と同様の規定を設けるものとするかどうか。

(補足説明)

- 1 本文(1)は、二以上の新たな社債管理機関があるときにおける権限の行使、義務及び責任について、どのように考えるかを問うものである。

まず、二以上の新たな社債管理機関の権限の行使については、社債管理者に関する規定（会社法第709条第1項）と同様に、二以上の新たな社債管理機関が共同してその権限に属する行為をしなければならないものとするのが考えられる。これに対し、新たな社債管理機関の権限の内容は、新たな社債管理機関ごとに異なり得ることや二以上の新たな社債管理機関があるときにおける社債管理の在り方については、委託契約で自由に定めることができるようにすべきであるという考え方があり得ることを考慮すると、特段の規定を設けないという考え方もあり得る。

次に、二以上の新たな社債管理機関の義務については、社債管理者に関する規定（会社法第709条第2項）と同様に、新たな社債管理機関が弁済を受けたときは、新たな社債管理機関は、社債権者に対し、連帯して、当該弁済の額を支払う義務を負うものとするのが考えられる。なお、このような義務を負わせる場合には、権限の行使も共同して行うものとするのが整合的であると考えられる。

さらに、二以上の新たな社債管理機関の責任については、社債管理者に関する規定（会社法第710条第1項）と同様に、二以上の新たな社債管理機関があるときは、その責任は連帯責任となるものとするのが考えられる。仮に、このような規定を設けないものとする場合であっても、二以上の新たな社債管理機関が、共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、連帯してその損害を賠償する責任を負うこととなるので（民法第719条第1項

前段)、その特則を設けるものとするまでの必要性はないという考え方もあり得る。なお、このような連帯責任を負わせる場合には、権限の行使も共同して行うものとするのが整合的であると考えられる。

- 2 本文(2)は、新たな社債管理機関が選任された後において、社債管理者又は受託会社が定められたときは、委託契約は終了するものとすることを提案するものである。

社債管理者及び受託会社の権限は、新たな社債管理機関よりも広範であることに照らすと、新たな社債管理機関が選任された後において、社債管理者又は受託会社が定められたときは、委託契約を存続させる意味がない場合がほとんどであると考えられる。

現行法上、社債管理者が定められている無担保社債に、事後的に物上担保が設定された場合には、当該社債管理者とは別の者を受託会社として定めることは禁止されておらず、当該社債管理者とは別の者が受託会社として定められた場合には、当該社債管理者と当該受託会社は、共同して社債の管理を行うべきこととなると考えられている(担保付社債信託法第35条、会社法第709条第1項)。これに対し、新たな社債管理機関の権限は、社債管理者及び受託会社の権限に比べて限定的なものであることに照らすと、新たな社債管理機関と社債管理者及び受託会社が共同して社債の管理を行うべきものとするのは困難であると考えられ、また、新たな社債管理機関が選任された後において、社債管理者又は受託会社が定められたときも、委託契約が存続するものとするには社債の管理に関する責任の所在が不明確となるなどのおそれがあると考えられる。

- 3 本文(3)は、新たな社債管理機関の辞任、解任及び事務の承継に関して、社債管理者に関する規定(会社法第711条、第713条、第714条)と同様の規定を設けるものとするについて、どのように考えるかを問うものである。

委任契約は、相互に自由に解除することができるのが原則である(民法第651条第1項)が、新たな社債管理機関の有無は、社債管理者の有無と同様に、発行会社及び社債権者の利害に大きく影響することとなるので、委託契約についての解除の自由を制限する必要があると考えられる。また、新たな社債管理機関を定める旨を募集事項とした場合において、委託契約が終了したときは、社債発行会社は、募集事項に掲げた内容の権限を有する新しい社債管理機関又は社債管理者を定める義務を負うこととなると考えられる。

そこで、基本的には、新たな社債管理機関の辞任、解任及び事務の承継に関して、社債管理者の辞任、解任及び事務の承継に関する規定(会社法第711条、第713条、第714条)と同様の規定を設けるものとするのが相当であると考えられる。

もともと、新たな社債管理機関は、社債管理者とは異なり、その設置が義務付けられるものではないから、会社法第711条第1項との関係では、新たな社債管理機関が社債発行会社及び社債者集会の同意を得て辞任する場合には、当該新たな社債管理機関があらかじめ事務を承継する新たな社債管理機関を定めなければならないものとする必要はないという考え方もあり得、また、同条第2項との関係では、新たな社債管理機関が委託契約に定めた事由により辞任する場合にも、当該委託契約に事務を承継する新たな社債管理機関に関する定めを置かなければならないものとする必要はないという考え方もあり得ると考えられる。

- 4 本文(4)は、社債権者と新たな社債管理機関との利益が相反する場合において、社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をする必要があるときは、社債管理者に関する規定(会社法

第707条)と同様の規定を設けるものとすることを提案するものである。

社債権者と新たな社債管理機関の利益が相反する場合、例えば、新たな社債管理会社はその義務に違反して職務を怠り社債権者に対して損害賠償責任を負うに至った場合において、新たな社債管理機関に社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をさせることは社債権者の利益を損なうと考えられる。そこで、このような場合において、社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をする必要があるときは、社債権者集会の請求により、裁判所に特別代理人を選任してもらいその行為をさせることができるようにするものとするのが相当であると考えられる。

- 5 本文(5)は、新たな社債管理機関の報酬については、社債管理者等の報酬に関する規定(会社法第741条)と内容を変える必要性が認められないことから、これと同様の規定を設けるものとすることを提案するものである。

6 新たな社債管理機関の資格要件

新たな社債管理機関の資格要件について、どのように考えるか。

(補足説明)

社債管理者の資格要件については、会社法第703条において、銀行、信託会社及びこれに準ずるものとして法務省令で定める者とされており、会社法施行規則第170条において、当該法務省令で定める者として、担保付社債信託法第3条の免許を受けた者、株式会社商工組合中央金庫、農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号事業を併せ行う農業協同組合又は農業協同組合連合会、信用協同組合又は中小企業等協同組合法第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫又は信用金庫連合会、労働金庫連合会、長期信用銀行法第2条に規定する長期信用銀行、保険業法第2条第2項に規定する保険会社並びに農林中央金庫が規定されている。

新たな社債管理機関が、委託契約に定める範囲内において、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有することに照らせば、社債権者のために、受領した償還金等の管理や訴訟追行権の行使等を適切にすることができる者である必要があるという考え方もあり得、このような考え方からすれば、新たな社債管理機関の資格要件について、社債管理者と同様のものとするとも考えられる。

他方で、新たな社債管理機関は、社債管理者よりも限定された範囲内において社債の管理を行う者であることからすれば、その資格要件を設けず、又は社債管理者の資格要件よりも広いものとするという考え方もあり得ると考えられる。

第2 社債権者集会

1 社債権者集会の決議による社債の元利金の減免

会社法第706条第1項に掲げる行為として、当該社債の全部についてその債務の免除を加えることについて、どのように考えるか。

(補足説明)

本文は、会社法第706条第1項に掲げる行為として、当該社債の全部についてその債務の免除を加えることにより、社債権者集会が、社債管理者が定められていない場合において、当該社債の全部についてその債務の免除について決議をすることができるものとする(同法第724条第2項第1号)とともに、社債管理者が、社債権者集会の決議によって、当該社債の全部についてその債務の免除をすることができるものとする(同項第2号)ことについて、どのように考えるかを問うものである。

社債権者集会の決議による社債の元本及び利息の全部又は一部の免除については、会社法第706条第1項第1号の「和解」として、社債権者集会の特別決議(同法第724条第2項)によりすることができるという解釈が有力であるが、社債の元本及び利息の全部又は一部の免除する場合に「和解」の要件である互譲があるということができかどうかについては明確でないという指摘がある。

そこで、端的に、社債権者集会の特別決議により、社債の元本及び利息の全部又は一部の免除をすることができる旨の規定を設けるものとすることが考えられる。

なお、原則として、社債の元本及び利息の全部又は一部の免除をすることができないものとした上で、社債発行契約に定めた場合にのみ、社債権者集会の特別決議により、社債の元本及び利息の全部又は一部の免除をすることができるものとするという考え方もあり得るが、このような考え方による場合には、前記解釈に基づいた実務との整合性について検討する必要があると考えられる。

2 社債権者集会の決議の省略

社債権者集会の決議の省略に関する以下のような規定を設けるものとするこ
とで、どうか。

- (1) 社債権者集会を招集する者(以下「招集者」という。)が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社債権者(議決権を行使することができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす。
- (2) 会社法第732条から第734条第1項まで及び第735条の規定は、(1)により社債権者集会の決議があったものとみなされた場合には、適用しない。

(補足説明)

- 1 本文(1)は、社債権者集会についても、株主総会の決議の場合(会社法第319条参照)と同様に、社債権者の全員が書面又は電磁的記録により同意をした場合には、その決議を省略することができるものとすることを提案するものである。

議決権を行使することができる社債権者の全員が決議の目的となる事項に賛成している場合には、社債権者集会を現実に開催することを義務付ける必然性がなく、その省略を認めることが合理的であると考えられる。

なお、この提案は、社債発行会社が本文(1)の書面等をその本店に備え置かなければならな

いものとし、社債管理者、新たな社債管理機関及び社債権者が当該書面等の閲覧等を請求することができるものとするを前提としている。

- 2 本文(2)は、会社法第732条から第734条第1項まで及び第735条の規定は、本文(1)により社債権者集会の決議があったものとみなされた場合には適用しないものとするにより、本文(1)により社債権者集会の決議があったものとみなされた場合の決議については、裁判所の認可を経ずに、当然にその効力を生ずるものとするを提案するものである。

なお、会社法第734条第2項を適用するものとするとしているのは、議決権を行使することができない社債権者（同法第723条第2項参照）がいる場合であっても、全ての社債権者に対してみなし決議の効力を有するものとするためである。また、この提案は、社債権者の同意等に瑕疵が存在する場合には、当該決議は当然に無効となり、訴えの利益を有する者は、いつでもその無効を主張することができるものとなることを前提としている。

社債権者集会の決議は、支払の猶予及び債権の一部放棄など、社債権者に譲歩を強いる内容であることが多いため、裁判所の強い後見的機能により社債権者を保護することが期待され、社債権者集会の決議は裁判所の認可によってその効力を生ずることとされている（会社法第734条）。

しかし、社債権者集会の決議の裁判所による認可を常に必要とすることについては、その必要性に疑問が呈されているところ、社債権者の全員が社債権者集会の目的である事項に同意している場合には、社債権者の保護に欠けることはないので、裁判所による認可を不要としてもよいと考えられる。

これに対しては、決議の効力を事後的に争うことが可能となるため、社債権者集会の決議の省略の手続を認めつつ、法的安定性を確保するため、社債権者が必要であると考えるときは、裁判所の認可を求めることができるものとするという考え方もあり得る。しかし、裁判所の認可を不要としてもよい場合とは、裁判所の認可によらなくとも社債権者の保護に欠けることがない場合であるところ、裁判所の認可の趣旨が社債権者の保護にあることに照らせば、そのような場合であっても、裁判所の認可を求めることができるものとするについては、慎重に検討する必要があると考えられる。なお、社債権者の同意の意思表示の瑕疵等が事後的に争われることが懸念されるような場合には、社債権者集会の決議の省略の手続によらないで、社債権者集会を現実に開催し、裁判所の認可を求めることは可能であると考えられる。